

2018 年 5 月 10 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 メ ン バ ー ズ
代 表 者 : 代 表 取 締 役 社 長 剣 持 忠
(コード番号 : 2130 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 : 経 営 企 画 室 長 米 澤 真 弥
TEL 03-5144-0660

株式給付信託（J-ESOP）への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処 分 期 日	2018 年 5 月 28 日 (月)
(2)	処分する株式の種類および数	普通株式 64,000 株
(3)	処 分 価 額	1 株につき金 1,199 円
(4)	処 分 総 額	76,736,000 円
(5)	処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6)	そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2012 年 3 月 15 日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）の導入を決議しております。（本制度の概要につきましては、2012 年 3 月 15 日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

本自己株式処分は、本信託に対する金銭の追加拠出に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託 E 口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2018 年 3 月末日で終了する事業年度から 2019 年 3 月末日で終了する事業年度までの 1 事業年度分）であり、2018 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 12,657,200 株に対し 0.51%（2018 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 125,020 個に対する割合 0.51%（いずれも小数点第 3 位を四捨五入））となります。

※追加信託の概要

信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等の財産を受益者に給付すること
委託者 当社
受託者 みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結しており、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者 「株式給付規程」の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
信託管理人 当社の従業員から選定
追加信託契約日 2018年5月28日（予定）
追加信託設定日 2018年5月28日（予定）
追加信託金額 76,736,000 円
株式取得日 2018年5月28日（予定）
株式取得方法 第三者割当による自己株式の処分

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（2018年4月10日から2018年5月9日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,199円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額1,199円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,122円に対して106.86%（プレミアム率6.86%）を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均1,112円（円未満切捨）に対して107.82%（プレミアム率7.82%）を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均922円（円未満切捨）に対して130.04%（プレミアム率30.04%）を乗じた額となっております。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上